

平成 30 年 10 月 2 日	施行
平成 31 年 4 月 12 日	改定
令和 5 年 5 月 17 日	改定

## 松山港（外港地区）におけるクルーズ船入港手続きガイドライン

### 【目的】

このガイドラインは、松山港（外港地区）にクルーズ船が入港する際の基本的な手続きを定めるものである。

### ①受付

愛媛県中予地方局建設部長（担当：管理課貿易港管理係（以下「貿易港管理係」という。））は、船舶代理店及び旅行業者等（以下「代理店」という。）からバースの空き状況に関する照会があった場合、様式-1 に記載する情報の収集を行う。

### ②本庁通知

貿易港管理係は、（愛媛県）土木部河川港湾局港湾海岸課長（管理係及び計画係）に対し、代理店から照会のあった船舶情報を様式-1 により通知する。

〔 ※代理店より港湾海岸課に照会があった場合は、貿易港管理係につなぎ、『①受付』からスタートすること 〕

### ③バースの空き状況の確認

貿易港管理係は、照会があったバースにおいて、クルーズ船以外の船舶と予約が重複する場合、バース予約者と係留日時又は係留施設の変更可否等を調整する。

### ④仮予約

貿易港管理係は、バース調整等が完了した場合、仮予約するとともに、代理店及び表-1 の関係者に対して、様式-2-1 により情報提供を行う。また、入出港予約がキャンセルされた場合も同様とする。

なお、代理店は表-2 の岸壁利用者に対し、様式-2-2 により情報提供を行う。

### ⑤事前審査

貿易港管理係は、仮予約後速やかに代理店から寄港予定クルーズ船の諸元資料の提供を受け、港湾計画上の岸壁諸元等を満足するか確認を行う。

入港しようとする船舶が港湾計画上の対象船舶を超える場合、代理店は港湾管理者に対し、速やかに様式-3 の事前協議書（以下「協議書」という。）を提出する。

協議書の提出を受けた場合、貿易港管理係は事務審査を実施のうえ、中予地方局建設部特定事業課が技術審査を実施し、両審査結果により係留施設の使用可否について判断する。

なお、貿易港管理係は、代理店から協議書の提出があった場合、松山海上保安部（以下「港長」という。）に対し様式-4 を添付のうえ、資料提供を行うとともに、港長から

質問等があった場合は協力して対応する。

但し、過去に事前協議書を提出し、許可を得たことがある船舶については、その旨を様式-3に記載することにより添付書類を省略することができる。

#### ⑥海域利用者との調整

船舶代理店は、表-2とは別に関係漁協（松山市漁協、愛媛県漁協三津浜支所・今出支所・高浜支所）に入港予定について連絡するとともに海域利用者（フェリー会社等）との調整を必要に応じて実施する。

#### ⑦愛媛県クルーズ船受入検討会の開催

港湾海岸課は、「愛媛県クルーズ船受入検討会」を開催し、寄港可能との判断になった場合、様式-2-1により表-3の関係者に対し、寄港決定に係る情報提供を行う。

なお、県及び市の観光部局は、民間関係団体に寄港決定について情報提供を行うとともに、各機関HP等により広報に努める。

#### ⑧NACCS申請等

船舶代理店は、バース利用等に係る申請手続きをNACCSの入力又は書類により、寄港日までに実施する。

#### ⑨港長届出

500 t以上の船舶の場合、貿易港管理係は港長に対し、係留施設使用届を提出する。

#### ⑩使用許可

貿易港管理係は、NACCS申請等の審査及び港長への届出において問題がない場合、申請者に対し係留施設使用許可を行う。

#### ※その他

クルーズ船の寄港時には、おもてなしイベントを開催する場合があるため、その際、県及び市の観光部局は、港湾利用者等と別途調整を行う。

【表-1】関係者一覧表

区 分	窓 口	備 考
港湾利用者	松山港運協会	
国の地方機関	松山税関支署、広島検疫所松山出張所、高松入国在留管理局松山出張所、神戸植物防疫所坂出支所松山出張所、松山港湾・空港整備事務所	
松山海上保安部	交通課	
愛媛県	観光国際課、健康増進課、港湾海岸課、松山西警察署警備課	
松山市	観光・国際交流課、空港港湾課、松山市保健所	

【表-2】岸壁利用者一覧表

番号	港湾利用者	備考
(1)	フジトランス コーポレーション	
(2)	大栄海運株式会社	
(3)	山九株式会社	
(4)	日本通運株式会社	
(5)	伊予商運株式会社	
(6)	森実運輸株式会社	
(7)	前田海運株式会社	
(8)	関西運送株式会社	
(9)	大成海運株式会社	
(10)	コスモ松山石油株式会社	
(11)	株式会社松山油槽船	
(12)	日進海運株式会社	
(13)	内海曳船株式会社	
(14)	東方金属株式会社	
(15)	愛媛海運株式会社	

※船の規模、係留する岸壁位置等により海域利用者と調整を図ること。

【表-3】関係者一覧表

区 分	名 称	備 考
港湾利用者	松山港運協会	
国の地方機関	松山税関支署、広島検疫所松山出張所、高松入国在留管理局松山出張所、神戸植物防疫所坂出支所松山出張所、動物検疫所神戸支所四国出張所高松空港事務所、松山港湾・空港整備事務所	
愛媛県	観光国際課、健康増進課、港湾海岸課、松山西警察署警備課	
松山市	観光・国際交流課、空港港湾課、松山市保健所	

【様式-1】

令和 年 月 日

土木部河川港湾局  
港湾海岸課管理係及び計画係

中予地方局建設部管理課  
(愛媛県港湾管理事務所)

TEL 089-951-5190、089-951-5193

FAX 089-951-5191

クルーズ船入港に係るバース照会について

下記船舶について、入港に係るバース照会がありましたので、通知します。

記

1. 船舶情報

船舶名

\_\_\_\_\_

総トン数 (G T)

\_\_\_\_\_

全長 (m)

\_\_\_\_\_

全幅 (m)

\_\_\_\_\_

喫水 (m)

\_\_\_\_\_

2. 入港予定日

\_\_\_\_\_

3. 出港予定日時

\_\_\_\_\_

4. 乗船人数

\_\_\_\_\_

5. 出港地・終着地

\_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_

6. 前港・次港

\_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_

7. 代理店情報

社名

\_\_\_\_\_

担当者

\_\_\_\_\_

連絡先

\_\_\_\_\_

【様式-2-1】

年 月 日

関係各位

中予地方局建設部管理課  
(愛媛県港湾管理事務所)

TEL 089-951-5190、089-951-5193

FAX 089-951-5191

### クルーズ船入港に係るお知らせ

下記のとおり入港を予定しておりますので、お知らせします。

#### 記

1. 船舶情報

船舶名 \_\_\_\_\_ (船籍: \_\_\_\_\_)

総トン数 (GT) \_\_\_\_\_

全長 (m) \_\_\_\_\_

全幅 (m) \_\_\_\_\_

喫水 (m) \_\_\_\_\_

2. 寄港岸壁

\_\_\_\_\_ 外港 (第 1) 内頭 (2) 号岸壁

3. 出発地・終着地

出発: ( \_\_\_\_\_ ) 港 終着: ( \_\_\_\_\_ ) 港

4. 入港予定日時

\_\_\_\_\_ (前港: \_\_\_\_\_)

5. 出港予定日時

\_\_\_\_\_ (後港: \_\_\_\_\_)

6. 乗船人数

乗客 日本人: ( \_\_\_\_\_ ) 人 外国人: ( \_\_\_\_\_ ) 人

乗組員 日本人: ( \_\_\_\_\_ ) 人 外国人: ( \_\_\_\_\_ ) 人

7. 代理店情報

社名 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

※仮予約時は、把握している箇所を記入している。

【様式-2-2】

年 月 日

関係各位

【発信者 名称】  
代理店：( )

TEL

FAX

クルーズ船入港に係るお知らせ

下記のとおり入港を予定しておりますので、お知らせします。

記

1. 船舶情報

船舶名 \_\_\_\_\_  
総トン数 (GT) \_\_\_\_\_  
全長 (m) \_\_\_\_\_  
全幅 (m) \_\_\_\_\_  
喫水 (m) \_\_\_\_\_

2. 寄港岸壁 \_\_\_\_\_ 外港 (第 1) 内頭 (2) 号岸壁

3. 入港予定日時 \_\_\_\_\_

4. 出港予定日時 \_\_\_\_\_

5. 乗船人数 \_\_\_\_\_

6. 代理店情報

社名 \_\_\_\_\_  
担当者 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

【様式-3】参考\_事前協議書

年 月 日

愛媛県知事 (中村時広) 様

住所  
氏名

松山港（外港地区）に入港する船舶について（照会）

この度、下記船舶が松山港（外港地区）外港（第1）ふ頭（2）号岸壁に入港する予定なので、港湾管理者としての意見をお伺いします。

記

1. 船舶情報

船舶名 \_\_\_\_\_  
総トン数（GT） \_\_\_\_\_  
全長（m） \_\_\_\_\_  
全幅（m） \_\_\_\_\_  
喫水（m） \_\_\_\_\_

2. 入港時期 \_\_\_\_\_

3. 運航予定航路 \_\_\_\_\_

4. その他 （記載例）R●年●月●日許可実績有

※以下の内容に関する書類を添付すること。

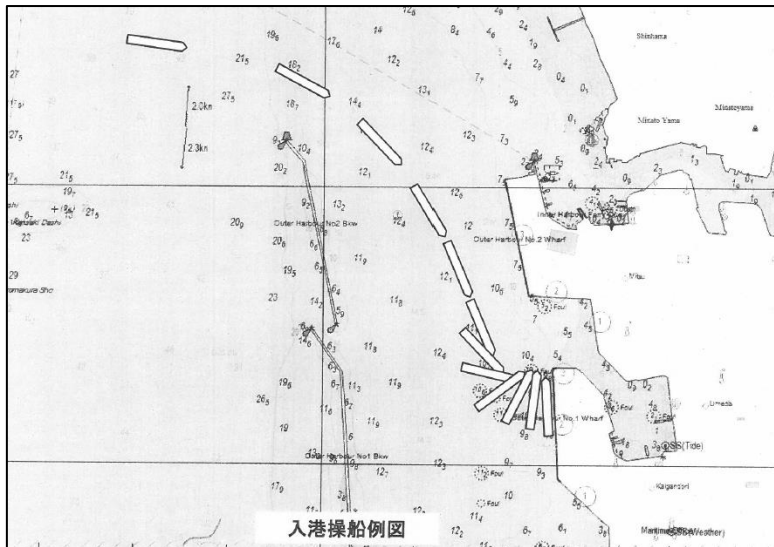
- (1) 入出港航路及び回頭水域に対する安全対策について
- (2) 岸壁及び防舷材に対する安全対策について
- (3) 係船柱に対する安全対策について（停泊中の安全対策について）
- (4) 緊急連絡体制について

## 事前協議書への添付資料について

### ・入出港航路及び回頭水域に対する安全対策

入出港時及び回頭時にどのような操船を行うのかについて、海図に操船例図を記載して、必要な水深と操船海域が確保出来ているかどうかを確認する。

(参考図：入港操船例図)





・岸壁及び防舷材に対する安全対策

係留しようとする船舶の接岸エネルギーが、防舷材の吸収エネルギー以下であることを確認する。

【第1ふ頭2号岸壁に設置している防舷材の規格】

V型防舷材 V800H×2400L

吸収エネルギー 393.3kN・m 8基

356.0kN・m 16基

(吸収エネルギーは、性能公差10%を差し引いた数値である)

【接岸エネルギーの計算式】

接岸エネルギー	$E_f = 1/2 \cdot (M_s \cdot V^2) \cdot C_e \cdot C_m \cdot C_s \cdot C_c$
	Ms: 船舶の質量
	V: 船舶の接岸速度
	Ce: 偏心係数
	Cm: 仮想質量係数
	Cs: 柔軟性係数(標準1.0)
	Cc: パースの形状係数(標準1.0)
	$C_e = 1 / (1 + (l/r)^2)$
	$C_m = 1 + \pi d / (2 C_b B)$
	$C_b = \nabla / (L_{pp} \cdot B \cdot d)$
	$\nabla = DT / 1.03$

※ 詳細は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」を参照のこと。

・係船柱に対する安全対策（停泊中の安全対策について）

係留船舶に対して、風向0度～180度の範囲の各風荷重を以下の式により算定し、係留索及び係船柱の限界耐力となる係留限界風速を確認する。

（突風率及び係留索の安全率を考慮すること。）

【第1ふ頭2号岸壁に設置している係船柱の規格】

直柱：200 t × 2基

70 t × 4基

曲柱：1500 t × 2基

1000 t × 5基

50 t × 5基

【限界風速の計算式】

$$R_x = 0.5 \rho U^2 A_T C_x$$

$$R_y = 0.5 \rho U^2 A_L C_y$$

$R_x$  : 風荷重合力のX方向成分 (kN)

$R_y$  : 風荷重合力のY方向成分 (kN)

$C_x$  : X方向（船体正面方向）の風抗力係数

$C_y$  : Y方向（船体側面方向）の風抗力係数

$\rho$  : 空気の密度 ( $1.23 \times 10^{-3}$  t/m<sup>3</sup>)

$U$  : 風速 (m/s)

$A_T$  : 水面上船体正面投影面積

$A_L$  : 水面上船体側面投影面積

※ 詳細は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」を参照のこと。

【様式-4】

事務連絡  
令和〇〇年〇月 〇日

松山海上保安部 様

愛媛県中予地方局建設部  
管理課貿易港管理係

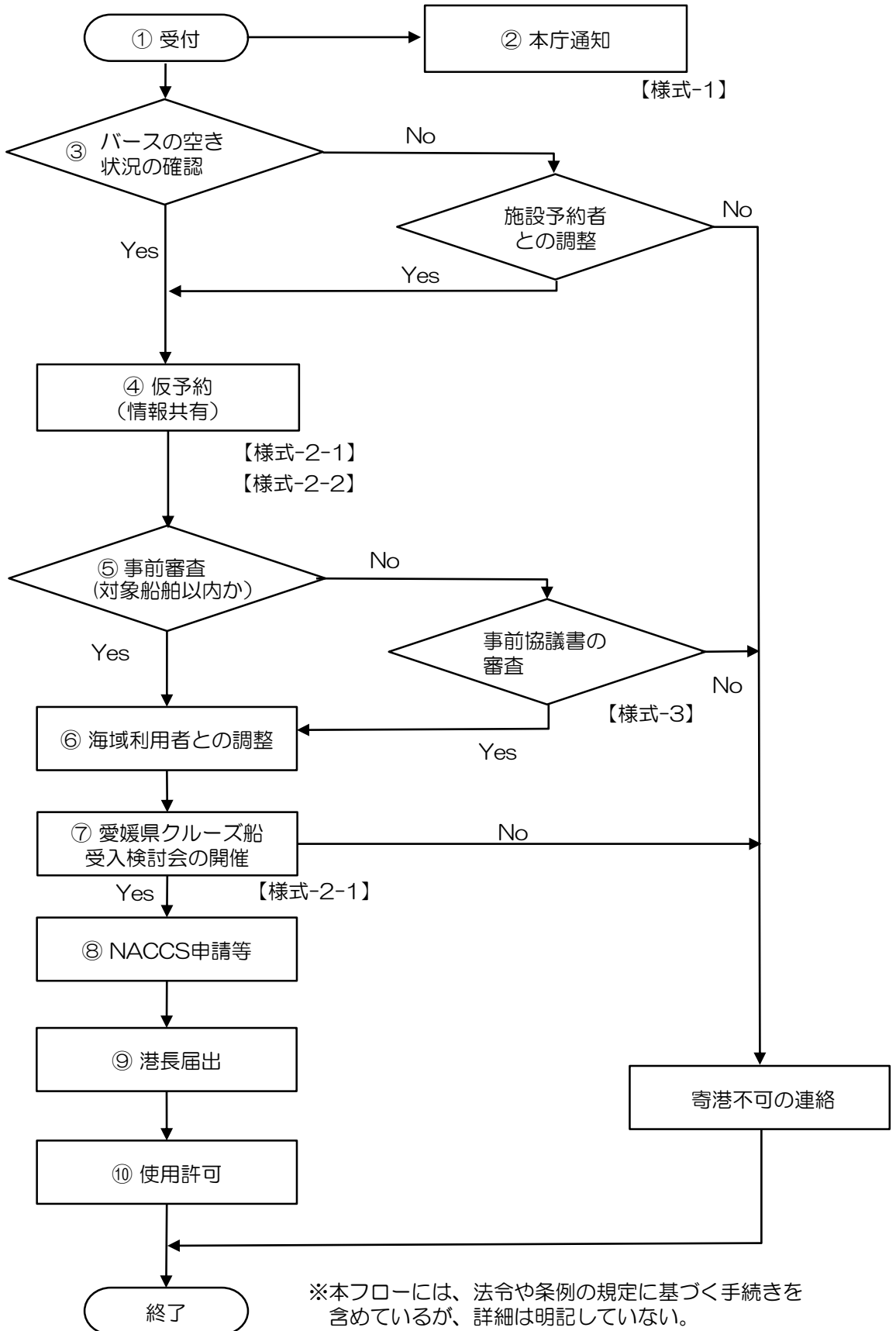
「松山港（外港地区）におけるクルーズ船入港手続きガイドライン」  
に基づく事前意見照会について

令和〇〇年〇月〇日付施行の標記の件について、「〇〇（船名）」代理店で  
ある〇〇から事前協議書の提出があり、港湾管理者として内容を確認したと  
ころ、特に支障ありませんでした。

については、事前に資料を提供し、ご意見をお伺いします。

なお、クルーズ船寄港に係る安全対策については、港湾管理者として今後  
も引き続き、船社等に対し指導して参ります。

# 松山港外港地区におけるクルーズ船入港手続きフロー



※本フローには、法令や条例の規定に基づく手続きを含めているが、詳細は明記していない。